

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 広 沢 真 君 | 2番 | 有 賀 光 子 君 |
| 3番 | 水 戸 義 裕 君 | 4番 | 森 淑 子 君 |
| 5番 | 大 坂 三 男 君 | 7番 | 白 内 恵美子 君 |
| 8番 | 百 々 喜 明 君 | 9番 | 佐 藤 輝 雄 君 |
| 10番 | 我 妻 弘 国 君 | 11番 | 太 田 研 光 君 |
| 12番 | 小 丸 淳 君 | 13番 | 星 吉 郎 君 |
| 14番 | 水 戸 和 雄 君 | 15番 | 加 藤 克 明 君 |
| 17番 | 杉 本 五 郎 君 | 18番 | 加 茂 力 男 君 |
| 19番 | 大 沼 喜 昭 君 | 20番 | 大 沼 惇 義 君 |
| 21番 | 加 茂 紀代子 君 | 22番 | 伊 藤 一 男 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

| | |
|--|-----------|
| 町 長 | 滝 口 茂 君 |
| 副 町 長 | 小 泉 清 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 平 間 春 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 村 上 正 広 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 加 藤 嘉 昭 君 |
| ま ち づ くり 推 進 課 長 | 菅 野 敏 明 君 |
| 税 務 課 長 | 小 林 功 君 |
| 町 民 環 境 課 長 | 大 宮 正 博 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 平 間 洋 平 君 |
| 子 ども 家 庭 課 長 | 小 池 洋 一 君 |
| 地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 佐 藤 松 雄 君 |

| | | |
|----------|-------|---|
| 都市建設課長 | 佐藤輝夫 | 君 |
| 上下水道課長 | 大久保政一 | 君 |
| 槻木事務所長 | 平間信一 | 君 |
| 危機管理監 | 吾妻良信 | 君 |
| 公共工事管理監 | 松崎秀男 | 君 |
| 税収納対策監 | 加茂和弘 | 君 |
| 長寿社会対策監 | 水戸敏見 | 君 |
| 産業活性化専門監 | 加藤善憲 | 君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|------|---|
| 教育長 | 阿部次男 | 君 |
| 教育総務課長 | 薊千代 | 君 |
| 生涯学習課長 | 笠松洋二 | 君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------|------|
| 議会議務局長 | 松崎守 |
| 主幹 | 相原光男 |

議事日程（第5号）

平成19年6月14日（木曜日） 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第7号 町道路線の廃止について
- 第3 議案第8号 町道路線の変更について
- 第4 議案第9号 町道路線の認定について
- 第5 議案第10号 字の区域をあらたに画することについて
- 第6 議案第11号 平成19年度柴田町一般会計補正予算
- 第7 議案第12号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第8 意見書案第1号 どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 第9 意見書案第2号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書
- 第10 意見書案第3号 宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書

第 1 1 民生委員推薦会委員の推薦について

第 1 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君を指名いたします。

日程第2 議案第7号 町道路線の廃止について

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第7号町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

都市計画街路大沼通線を県と町で重複認定し、さくら船岡大橋の架設を進めてまいりましたが、平成17年11月15日に開通し、県道として管理していただいております。路線重複解消の事務も完了したことから、町道を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、補足説明を申し上げます。

お配りしております第7号の関係資料をごらんになっていただければと思います。

町道船岡7号線は、国道4号線柴田バイパスから県道柴田角田線までの黒い太線となつてご

ざいます。当路線につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、一般県道角田柴田線と町道船岡7号線として重複認定しておりましたので、今回整備完了ということに伴い、町道を廃止するものでございます。

議案書の111ページをごらんになってください。

議案第7号町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） **討論なしと認めます。**

これより議案第7号町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第3 議案第8号 町道路線の変更について

○議長（伊藤一男君） **日程第3、議案第8号町道路線の変更についてを議題といたします。**

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） **ただいま議題となりました議案第8号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。**

都市計画街路新栄通線は、船岡中央三丁目から七作まで900メートル区間について平成18年度に完成し、平成19年4月1日に供用開始をしております。新規道路の開通に伴いまして、接続路線の町道を整理するものでございます。変更する路線は、町道船岡中央25号線、町道船岡中央27号及び町道船岡東13号線で、起終点の変更をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、お配りの第8号関係資料をごらんになってください。

変更路線については、先ほど町長が申し上げたとおり3路線でございまして、図面の中央、船岡中央25号線につきましても、以前につきまして○で示しております。今回、新栄通線完成に伴いまして、起点の変更を行うものでございます。あわせて船岡27号線でございますが、同じく新栄通線の開通に伴いまして、起点の変更を行うものでございます。また、船岡東13号線も同じように新栄通線絡みの起点の変更ということでございます。

先ほどちょっと説明しなかったんですが、左下に起終点関係と延長・幅員等を記載してございますので、ご参考にしていただければというふうに思います。

次に議案書第8号の113ページをごらんになっていただければと思います。

議案第8号町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 町道路線の認定について

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第9号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回、船岡字山田地内の工業団地内の道路と船岡新栄二丁目地内の道路の2路線の認定を行うものでございます。いずれも民間開発による道路で道路敷地の寄附採納があり、認定要件を満たしていることから、町道として認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、補足説明を申し上げます。

第9号関係資料をごらんになっていただければと思います。

船岡新栄99号線並びに船岡南12号線でございますが、いずれも宅地造成等に伴いまして整備された道路でございます。それで、船岡新栄99号線につきましては、皆様ご存じのとおり船岡東部土地区画整理の事業地内の中でございます。船岡南12号線につきましては、図面であらわしていますように船岡工業団地内の道路でございます。それで、今回寄附採納がありまして、町道認定要件に合致するということから、今回町道の認定をお願いするものでございます。

議案書の115ページをごらんになってください。

議案第9号町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 船岡南12号線、工業団地内の認定道路について二、三質問させていただきます。

現状は、舗装されてはおりません。あのまま寄附採納を認めて、これには全然問題は私はないと思いますけれども、その後、舗装とかそういうのはどういうふうにするのか。

それから、もう二、三点ちょっと質問させてください。7月1日付で東北経済産業局で企業立地促進法に対応して、企業誘致に取り組む自治体支援を目的に相談窓口を開設すると、そこではワンストップサービスを考えていると。宮城県は、今自動車とか半導体関連産業に関して誘致を考えている。柴田町は、例えば今この12号線の左側、四角く囲まれた土地があります。その北側がずっと未整備になって、工業団地、恐らく東北大江さんの土地でしょうから、これは売り払い、そして工場誘致ということになるんだと思いますけれども、柴田町ではどういった支援策を考えているのか。

それから、現在、進出企業に対する設備投資の減税、それから進出している、もうとっくに

柴田町に入っている工場等の拡充にも、設備投資の減税を宮城県では考えていると、こういうふうになっているんですけれども、うちら方の町ではどんなふうを考えているのか。

以上、3点ほどお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、1点目の現在未舗装ではないかというふうなご質問でございます。

当然寄附採納をいただきまして、整備条件等はお話ししてございます。今現在は未舗装でございますが、供用開始時までには、大江さんの方で舗装整備まで完了するという運びになってございますので、当然告示する前については、すべて施設関係の整備は完了するという事でお願ひしてございます。

○議長（伊藤一男君） 2点目、地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） それでは、2点目についてお答え申し上げます。

自治体の支援ということで、今年度中に優遇条例の設置というのを考えてございます。ですから、それに向かって現在進めているという内容でございます。

特に、自動車関連並びに電子機器ということで、柴田町の場合は、先日の、実はきょうも県庁の方で会議があるんですが、それに出席できないので、資料だけ取り寄せているんですが、6日の会議の内容では、柴田町の固有名詞が上がったのが、高度電子機器の工場ということで、適地ということで宮城県の中に入っているようでございます。あとは、税制関係、諸税優遇関係ですね、今後進めていきたいという考えであります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻議員、よろしいですか。認めます。

○10番（我妻弘国君） 宮城県では、そのほかに、今までの工場誘致という場合に、緑地法とかそういうものもきちんとしていかななくてはならないとなっているみたいだったんですけれども、今度はそれも考える必要ないと。それで、柴田町もそれでいいのかどうか。そうすると、工場用地、例えば1,000平米あった場合、いっぱいいっぱい工場を建てて、特別緑地の方には配慮する必要ないと、そういうことでよろしいんですか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 現在、その辺が非常に流動的といいますか、あやふやな面がございます。というのは、緑地を逆に多くして、その企業のイメージを上げるという考えと、今議員さんおっしゃるように緑地前回ですと3%とか5%という定義づけ、それも緩和するんだという二通りがございます。ですから、今後の推移を見ながら、私の方もこの条例の中

で検討していきたいというように考えております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 我妻議員、よろしいですか、認めます。

○10番（我妻弘国君） 例えば、これは道路のことに関連してになってしまったんですけれども、特別、外部、町外または町内でもいいですから、新しいところに進出してきたときに、柴田町の税制緩和という、減免ですか、そういうのはどこら辺まで考えているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 現在の条例の中では、誘致した場合3年間は減免するという規定がございます。

ただし、今後、やはりそういうものを踏まえまして、現行の、県が自動車、電子関係に力を入れるということになっておりますので、その辺で、じゃあ県の中の柴田町の位置づけはどうなっているのかという、今後の課題かと思えます。ですから、その辺を踏まえて検討していきたいという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 字の区域をあらたに画することについて

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第10号字の区域をあらたに画することについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号字の区域をあらたに画することについての提案理由を申し上げます。

平成10年度から県営事業として実施しております経営体育成基盤整備事業（槻木地区）が、平成19年度をもって終了することになります。この事業の施行に伴い、当該字の変更区域において、同区域の字を新たに画することにより、事業後の区域に合わせて合理的に字を変更する必要がございます。そのため、本町の区域内の字の区域を新たに画することについて、地方自治法第 260条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） それでは、117ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号であります。平成10年度から県営圃場整備事業（担い手育成型）として着手し、受益面積56.7ヘクタール、暗渠排水溝47.6ヘクタール、道路溝 0.7キロメートル、水路溝15.6キロメートルの基盤整備を実施し、今年度をもって終了することから、新しい区域に合わせた字の変更を行うものであります。

以上の理由により、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、内容について説明させていただきます。

120ページをお開き願います。

変更調書（事業施行区域内）。

あらたに画する字名、槻木字新田。字台前につきましては、1の1から178まで。字釜石については、1から、次のページ、98の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。字西谷地、1の1から131の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。字新館前、11から26まで。次のページをお開き願います。字大柳、2から18の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。字祇園田、28から149の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。字新錬岡、1の1から60まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。字西錬岡、111から119まで。字丹波、109。字新釜ヶ入、1から25まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部。

次のページをお開き願います。

変更調書（事業施行区域外）。

字新田。字新錬岡、2の1。地権者の申し出による字名変更であります。

参考までに図面もつけておりますので、お願いいたします。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号字の区域をあらたに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第11号平成19年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成19年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、補助決定などに伴う歳入及び事業費等の一部を補正するものでございます。

補正の主なものは、歳出といたしまして、障害者更生援護事業費、保育所費、住宅管理費、保健体育総務費などで、それぞれ事業等の増減額を補正計上するものでございます。

これらの財源としての歳入といたしまして、県支出金、諸収入などを充て、歳出予算計上額の不足分は予備費を充当いたします。

これによります補正額は4,977万1,000円となり、補正後の一般会計総額は97億4,116万4,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書 125ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 4,977万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億 4,116万 4,000円とするものです。

128ページをお開きください。

債務負担行為補正です。変更1件ですが、滞納整理システム委託料の期間を変更するものです。

歳入になります。131ページをお開きください。

県支出金、県補助金、目2民生費県補助金 473万 9,000円の増額ですが、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業18万 9,000円、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する激変緩和措置5万円、通所サービス利用促進事業 450万円の措置が見込まれることから、障害者自立支援対策臨時特例交付金としまして 473万 9,000円を計上しました。歳出の障害者更生援護事業費として補正計上しています。

目4農林水産業費県補助金24万 4,000円の減額ですが、当初見込んでいた食の安全・安心確保交付金が該当しなくなったために減額するものです。これによりまして、歳出の衛生費の保健指導費と教育費の社会教育総務費を減額補正しています。

目6教育費県補助金10万 2,000円は、13歳の社会へのかけ橋づくり事業実施校運営費補助金で、県内の公立中学校の全1年生を対象としまして、地域づくり活動への参加を推進し、社会の中で生き抜く力を養うための事業です。今年度も該当町になりましたので、計上するものです。歳出の教育費で補正計上しています。

次に、県支出金、委託金になります。目1総務費委託金7万 9,000円の増額は、宮城県議会議員一般選挙費委託金の額の確定によるものです。

目4教育費委託金 138万 9,000円の増額は、当初見込んでいた子どもと親の相談員等活用調査費研究委託金の確定による4万円の減額、新たに設置された問題を抱える子供等の自立支援事業委託金 112万 9,000円、豊かな体験活動推進事業委託金30万円によるもので、歳出の教育費で補正計上しています。

次に、寄附金であります。衛生費寄附金と教育費寄附金について、それぞれ指定寄附に基づいて計上するものです。

次ページをお開きください。

諸収入、雑入になります。4,348万 6,000円の増額になります。町民向け予算書広告掲載料11万円は、5月末に全戸配布した「よくわかる町の仕事と予算」に協賛をいただいた広告料で

す。1口1万円で11社から協賛をいただきました。長寿社会づくりソフト事業交付金 100万円は、財団法人地域社会振興財団の交付金で、県へ交付申請をしていたものが採択になったものです。事業主体は、エコミュージアム研究会せんなんで、奥州街道“しばた時空の旅”として船迫から槻木地区までの区間10キロメートルでのオリエンテーリングを開催する事業です。放課後児童クラブ延長保育利用料4万8,000円は、今年度から槻木放課後児童クラブで実施している延長保育の利用料の見込額です。地域社会振興財団補助 497万8,000円は、長寿社会づくりソフト事業交付金交付事業で、保健・医療・福祉事業等推進調査事業として申請したものが採択になったもので、歳出の保健衛生費に特定健康診査等実施計画と食育推進計画の策定のための予算を措置しています。災害共済金 480万円は、3月に火災に遭った二本杉町営住宅分を見込んだものです。生涯教育総合運動場テニスコート整備事業助成金 3,255万円は、財団法人日本宝くじ協会からの助成金で、県へ申請していたのが採択になったもので、歳出の保健体育施設費で予算措置しております。農村環境改善センターがある総合運動場にテニスコートを2面整備します。

次に、歳出になりますが、主な項目だけご説明いたします。

133ページになります。

総務費、総務管理費の目4まちづくり推進費 100万円の増額は、先ほどご説明しましたが、長寿社会づくりソフト事業交付金を受け、エコミュージアム研究会せんなんに補助金として交付するものです。

次に、総務費、選挙費、目2宮城県議会議員一般選挙費の7万9,000円の増額は、委託金の確定により補正するもので、報酬から次ページの備品購入まで選挙執行の実績に応じて組み替えを行うものです。

134ページの目4参議院議員通常選挙費につきましては、予算の組み替えです。

135ページ、民生費、社会福祉費、目1社会福祉総務費12万6,000円の増額は、地域福祉センターの修繕料で空調機器が故障したために修繕するものです。

目6障害者更生援護事業費 625万6,000円の増額は、歳入でご説明しました障害者自立支援対策臨時特例交付金を受け、障害者更生援護事業費として支援費ソフト賃借料18万9,000円、扶助費 606万7,000円を措置するものです。

136ページになります。

民生費、児童福祉費、目1児童福祉総務費31万5,000円の増額は、制度変更に伴う保育料システムを変更するための委託料です。

目5保育所費の171万1,000円の増額は、旧船岡保育所敷地の賃借料です。当初予算では、旧船岡保育所の土地賃借料を7月までの4カ月分を見込んでいましたが、解体するために用途廃止の手続が必要であり、補助金約250万円の返還が生じないように、現在申請手続を進めております。国からの許可が予定よりおくれ、解体終了も12月ごろまでずれ込む見込みであることから、12月までの5カ月分の土地賃借料を措置しました。

次に、衛生費、保健衛生費、目5健康推進総務費の499万5,000円の増額ですが、歳入でご説明しました長寿社会づくりソフト事業交付金を受け、特定健康診査等実施計画と食育推進計画の策定のために報酬から137ページの備品購入まで、それぞれ予算措置したものです。

目6保健指導費の13万円の増額は、歳入でご説明しましたが、当初見込んでいた農業振興費補助金である食の安全・安心確保交付金がなくなったために、保健指導事業関係の減額補正と指定寄附により胎児人形を購入するものです。

農林水産業費、農業費、目2農業総務費の5,000円の減額は、三名生・五間堀排水機場管理委託料12万8,000円減額し、新たに三名生・五間堀排水機場自家用電気工作物安全管理業務委託料として12万3,000円を措置するものです。

次ページになります。

目10農業水利費61万9,000円の減額ですが、19年度からの新規事業である農地・水・農村環境保全向上活動支援事業について、当初は13地区を予定していたのが、最終的に事業を実施する地区が4地区に減ったために、用排水路江弘委託料549万8,000円を増額し、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業交付金を611万7,000円減額するためによるものです。

土木費、住宅費、目1住宅管理費600万円の増額は、歳入でもご説明しましたが、3月の火災により罹災した二本杉町営住宅の復旧工事費です。

次に、139ページになります。

教育費、教育総務費、目2教育管理費の113万1,000円の増額は、新たに措置された県の委託金を受け、問題を抱える子供等の自立支援事業として、報償費から役務費まで予算措置したものです。

次に、140ページ、中学校費、目1中学校管理費の38万5,000円の増額は、県の補助金を受け、13歳の社会へのかけ橋づくり事業として、町内3中学校で社会の中で生き抜く力を養うための事業を展開するためのものと、豊かな体験活動推進事業として、槻木中学校で取り組むために報償費から使用料及び賃借料まで予算措置したものです。

社会教育費、目1社会教育総務費127万3,000円の増額は、歳入でご説明しました当初見込

んでいた食の安全・安心確保交付金がなくなったために、報償費と需用費を減額し、保健体育施設費の槻木体育館の施設管理臨時職員賃金を施設代行業務委託料として組み替えたためのものです。

次に、142ページ、保健体育費、目1保健体育総務費の3,316万4,000円の増額は、歳入でご説明しました日本宝くじ協会からの助成金で、生涯教育総合運動場にテニスコート2面を整備する工事費です。

目2保健体育施設費の142万2,000円の減額は、先ほどご説明しましたように槻木体育館の施設管理臨時職員賃金を社会教育総務費の施設代行業務委託料として組み替えたものです。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 128ページの債務負担行為、期間が変更になっていますね。この理由をお伺いします。

それから、142ページ、保健体育総務費の中でスポーツ振興事業費、これは改善センターのテニスコート整備工事費ということで計上されていますが、ここに、議会の報告会のときに、入間田改善センターに参加された方から、ゲートボール場の予定があったのにテニスコートが来るために、なくなったというような、どういうことなんだという話があったんですが、この辺の事情をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 1問目、税務課長。

○税務課長（小林 功君） 128ページの債務負担行為補正の変更の方なんですけど、これにつきましては、当初は20年の4月から24年の3月までということで見込んでおりましたが、それで4月からこのシステムを導入するということで進めていましたけれども、実際18年度の出納閉鎖が5月31日ということで、18年度の未納者の方とか、あと延滞等分納誓約を書かれている方とか、そういう方が6月に入らないとわからないということで、それを新たなシステムに導入しようとした場合、7月から進めた方がいいだろうということで、変更後は20年7月から24年6月までということで、その方が出納閉鎖後の事業遂行に当たってスムーズに導入できるという判断から、このように変更させていただきましたので、よろしくお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 2問目、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 農村環境改善センター近くにありますが総合運動場の件なんです

けれども、当初、羽山荘サークルのゲートボールの愛好会の皆さん方に、ゲートボール場を確保するという事で整備を予定したわけですけれども、テニスコートとゲートボール場両方整備するには、造成等がかなり費用がかかるという面があります。それで、ゲートボール場を先行して整備してきたわけですけれども、それまではサッカー場を利用者の方々にゲートボールを使っていたという経過がございます。その後テニスコートが採択になりまして、実際に図面等でいろいろ検討したんですけれども、どうしても余りお金をかけないで両方整備するのは難しいということで、関係各課いろいろ協議しまして、それじゃあ羽山荘のゲートボール場のサークルの方々には、別の場所を何とか確保しようということで、実は福祉センターの駐車場のところに2面とれると、確保できるということで、そういう方向で今進めているということがございます。

それにつきましては、担当の健康推進課の方で、羽山荘のサークルの利用者の方々にいろいろご相談しながら進めてきた経過がございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 利用者の方々によく了解していただいているということによろしいのでしょうか。地域的に、どういう地域の方々が多く利用されているかもあると思うんですが、特に利便性の面では、福祉センターのわきに来たからということで迷惑をかけるということはないということによろしいでしょうか、当初の予定と比較して。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） ただいまの件について答弁させていただきます。

実は、羽山荘を利用のゲートボール愛好会の方々に、場所の変更につきましては、2回ほどばかり協議、打ち合わせさせていただきまして、それで場所的にも、船岡チームの方々につきましては、送迎がなくても自分の足でみずから行けるというようなことで、場所的にはほぼ了解していただいています。以上です。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） せっかくゲートボール場のことでお話が出ましたから、私からも一言お尋ねをしたいなと、こう思います。

私、やはり不思議だなと思うのは、テニスやる愛好者というか、テニス人口というか、そういうものとゲートボール人口、ゲートボールはほとんど毎日やっているんですが、そういったようなものを比べた場合、どういうふうになっているのか、まずお尋ねをしたいなと思うんです。どうも、きのうも佐藤輝雄議員からも話がありましたが、お年寄りには邪魔者だというよ

うな政策が浸透しつつあるのかなという気がするんです。初めゲートボール場ということで整備しようとしたのが、テニスコートの補助金が来たからゲートボールをやる人は別なところに行きなさい、こういうふうを受け取れるんですよ。そういうことからすると、やはり高齢者に対する政策というのが軽んじられているなあ、こんな気がしますので、その辺お尋ねをしたいと思います。

それから、農村環境改善センターを使う場合と地域福祉センターを使う場合では、条件が違いますよね。あそこでは、農村環境改善センターを使えるしね、昼休みなんかだと。ところが、地域福祉センターは使えないと、こういうふうになっているわけですから、条件はかなり違う。確かに船岡地区の人たちは、あそこは近くていいんだけど、しかし今度、槻木の人たちはどうなるのかという問題も出てくるわけですよ。その辺、課長とはいろいろ私個人的にも話はしているんですが、改めてもう一遍お尋ねをしないと、こう思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 貴重なご意見ありがとうございます。船岡チームと槻木チームと二つのチームの方々にご利用いただいておりますが、どちらかといいますと、改善センターよりも使い勝手のよい場所というようなことで、場所的には賛同いただいております。

ただ、改善センターの利用とゲートボールとセットで利用できたのが、今回はゲートボールについては難なく、条件的には、場所的にもよくなった。ただし、憩いの場、憩える場の提供をどうしてくれるんだというようなことなんですが、あそこは社会福祉センターの脇といいですか、同じ敷地内に建物がございまして。今は、ただ物をおさめておくといいますか、物置的な利用しかされていない部分、スペースがありますので、そこを何とか憩える場、安らぎの場として、お昼なんかもとれるような場所として整備させていただくというようなことで今後進めたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 答弁漏れがある。一つ答弁漏れというのは、テニスをする人たち、テニス人口というか、あるいはゲートボール人口はどうなっているのかとお尋ねしているんです。私からすると、ゲートボールをやる人たちの数が断然多くて、しかもほとんど毎日やるわけだから。そういうことからすると、テニスをする人たちよりも数が多いのではないかと。

しかも、ただ違うのは、テニスをする人たちは若いから、若い人たちを優遇して、お年寄りには少し休めやというような政策に見えてならないので、その辺どうなのかということでお尋ねしているんです。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、ただいまの件についてお答え申し上げます。

今のプレーヤーの人口といいますか、数につきましては、ちょっとすみません、データを今取り寄せておりますので、お時間いただきたいと思います。

それで、今のお話の中に、ゲートボールを、最初に総合運動場の方にお話があったのに、テニスコートというお話については、当初この宝くじの助成について申請をする件がございました。それで、羽山荘のサークルについて、改善センターの脇の総合運動場をエリアとして使うことになる場合にも、申請の採択があった場合には、やはり場所の関係、エリアの関係で、それはまた検討していただかなくてはならないということは、健康福祉課の方とも、うちの方でも話しさせていただいたということがございます。

あと、テニスコートにつきましては、総合運動場の構想の中にテニスコートという種目の場所を設定するという考え方がありましたので、そちらのテニスコートを総合運動場の方に持っていくと、設置するというので今回採択があったので、そのように計画をしたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町長に高齢者政策についてお願いをしておきたいと思うんです。これは、前にも申し上げているんですが、羽山荘をなくす時点で、行財政改革特別委員会では、羽山荘をなくすことはやむを得ないだろう、しかしその代替として、太陽の村にそういったかわる施設をつくるべきだということも一緒に提言しているんですよ。ところが、町長は、その二つの提言を切り離して、羽山荘をなくすことだけを行財政改革の提言として受け取って、太陽の村の方の提言を全然無視してしまったんですよ。そういう意味では、私は前にも申し上げたんですが、やはりなくすならなくす、その後どうするかという政策がないと。それで、これからもどんどんいろいろな高齢者のスポーツがふえてきます。そういう意味では、スポーツの種類がふえるにしたがって、愛好者の数が減っていくんですよ。それで、私もちょこっと町長にお話ししたことがあるんですが、そういう意味では、これから高齢者のスポーツをどうするかということも、例えば北船岡のところでもグランドゴルフもやっているんです。それで、グランドゴルフとゲートボールと一緒にやって、あるいは卓球の愛好会もいるから、そういう人たちと一緒に、総合的な高齢者スポーツというようなことで、やることにしていかなくはないかということも、ちょこっとこれは雑談で町長にお話をしたことがあるんですが、そういうことも含めて、やはり高齢者ゲートボール人口がどんどん減っ

ているから、ゲートボールのコートをどんどん減らしていけばいいというような、そういうものではないのではないかと思うんです。やはりそういうふうになった場合に、高齢者のスポーツをどうしていくのか、そういうことも含めて、町長にはちょっとその辺、高齢者政策ということでお尋ねをしたい、そういうふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） テニスコートをつくったから若い人たちを優先しているというつもりはございません。テニスコートも、柴田町では2カ所しかなかったのではないかなど。太陽の村に前にあったんですけれども、なくなってしまいました。お年寄りのスポーツにつきましても、やはり健康づくりという観点から、いろいろなところに、とにかくスポーツに出てきてもらって、汗を流して、みんなでコミュニケーションするのが長生きしますし、健康にも大変いいということでございます。ですから、高齢者のスポーツというものを総合的に、やはりこれから考えて、構想をまとめる必要があるというふうに思っております。これは、時間をちょっとかしていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） 先ほどのご質問の人口についてでございます。ゲートボール人口ということで、協会の方に登録されているのは約 150名というふうにカウントしてございます。また、テニスコートの利用者ということでは、町内でのテニス人口というのはちょっと把握する数字がないんですけれども、テニスコートをご利用いただいている人数といたしましては、17年度で 2,479人、これは延べ人数になるかと思うんですが、そういう数字になってございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君、よろしいですか。ほかに、7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 131ページが一番上、民生費県補助金の障害者自立支援対策、これは臨時となっているんですが、来年度以降はどうなるんでしょうか。

それから、その下の下、13歳の社会へのかけ橋づくり、歳入の方では10万 2,000円なんですが、歳出の方では、上の方に出ているのがありますよね、140ページの事業内訳で。この13歳のところは、ただ足すと7万 4,000円にしかならないんですが、この事業の内容について詳しくお願いします。

それから、132ページの雑入の中の下から2番目、災害共済金、町営住宅二本杉の火事の方で480万円、それで実際に支出している方は600万円だったと思うんですが、ですよね、どのような補修を行って、要は480万円では間に合わなかったのかどうか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 1 問目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁させていただきます。

この事業につきましては、宮城県の障害者自立支援特別対策事業実施要綱に基づいて実施される事業でございますが、それぞれいろいろなメニューがありますが、障害者自立支援法施行円滑化事業等特別支援事業として、自立支援給付システム等の開発改修経費について助成しますよと、この事業につきましては、実施年度が20年度までです。

それから、通所サービス利用促進事業につきましても、同じく20年度までです。

進行性筋萎縮症関係の事業につきましても、20年度までの期限つきです。

○議長（伊藤一男君） 2 問目、教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） この金額でございますが、13歳の社会へのかけ橋づくり事業ですが、当初予算で船迫中学校が3万円を取っておりますので、今回1,000円の減額にしますと2万9,000円、船岡中学校が3万9,000円、槻木中学校が3万6,000円で、合計で10万2,000円ということになります。確定の額でございます。

事業の内容としましては、学校ごとにそれぞれ上がってきていますが、例えば、これは土手とかの除草とか、あと駅の除草と、そういうボランティアを兼ねてやっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 3 問目、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、火災関係の保険のご質問でございましたので、私の方から回答させていただきます。

歳入の方で示しました共済金でございますが、実際歳出の方で600万円組んでございます。これについては、復旧総額でこのぐらいかかるだろうということで、こちらで手持ち資料としては内訳書があるんですが、その中で約8割程度は火災共済保険が繰り入れ可能だろうということで、現在は8割を予定してございます。それで、保険自体が確定した場合、増減あるかとは思いますが、増に向けて、できるだけ多くいただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですか。ほかにありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 142ページの同じスポーツ振興のやつなんですけど、テニスということで、その振興のやつがメニューに上がったというのは、どういう形で出てきたのか、一つは。

それからあと、今柴田町はスポーツ都市宣言までやっているんですが、今回の町のレクリエーション大会もがたんとか格落ちして丸投げになっていると。そういうことからすれば、先ほど

杉本議員が言ったように、スポーツの政策というのが、かなり欠けているのではないかと、こういうふうに思うわけです。そこの中において、今からやる場合に、テニスという位置づけはどのようなふうなことで持っていこうとするのか、その辺を政策と絡めてお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 1 問目、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 今回の宝くじの助成なんですけれども、通常の、これまで 200 万円前後ぐらいの宝くじ協会からもらう助成と同じように、一つは、ある程度制限があるということで、町の方で何でもしたいことをできるということではなく、事業としてある程度制限があるということで、申請に当たりまして、庁議等でいろいろ各課から、どのようなことで申請するかということでいろいろ論議しました。その中で、県の方からの申請期間なり、かなり短い期間に申請しなくてはならないということで、いろいろ検討した結果、総合運動場構想にテニスコートを整備するという計画があるということで、テニスコートの整備ということで申請したということでございます。

○議長（伊藤一男君） 2 問目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ご回答申し上げます。

まず、1 点目のただいまの企画財政課長からの説明に関連してなんですけれども、この宝くじの事業について、生涯学習課関係としましては、このメニューに沿うものということで、各生涯学習センター並びにスポーツ振興室の方に、これでメニューで乗るものがないかということでの確認をしたわけです。その中で、テニスコートが、今町長のお話にもありましたが、町内には館山テニスコートと葛岡山公園のテニスコートの 2 面しかないということで、スポーツ振興室の方にご利用したいというお客様の問い合わせが多いということで、あと町内だけで利用できなくて、町外、近隣のテニスコートに行ってご利用していただいている皆さんもいるという状況がございました。それでもって、スポーツ振興室の方でテニスコートということでのメニューを提案したということでございます。

あと、次に、そのテニスコートを今度設置しまして、今後のテニスコートに関連しての考え方ということのご質問かと思いました。それにつきましては、柴田町の体育協会の中には、まだテニス協会というのは、協会ですらよろしいですか、そういう競技種目それぞれに、例えばゲートボール協会、あとはバレーボール協会、いろいろございますけれども、そういうのはございません。そういう中で、行く行くはそういう皆さんの団体もつくるという方向は考えていかなければならないかなと。そういうことの拠点にできる施設に持っていければなというふうに考えているところでございます。

あともう一つは、お話では、協会への事業開催についての丸投げというお言葉でのご質問だったんですけれども、これは体育協会のそれぞれの役員会なり総会なりでも、各体育協会を構成される各種協議会の皆様にもご説明させてきていただいて、ご了解いただいているということでスポーツ振興室の方からは報告をもらっているわけなんですけれども、これは町だけ、行政側だけでとり行うということではなくて、やはりそういう競技をなさっている皆様と合同でやっていくということです。

そしてまた、行く行くには、やはり町の体育協会というすばらしい組織がございますので、そちらの協会が主催して、各種競技を実践していただくということで進めさせていただくということの中で、今その過程でいろいろ工夫をして、皆様のご了解もいただきながら取り扱っているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 他市町に行くという場合には、岩沼の場合なんか使用料が安いという点もあって、ほかと比べてやはりどうしても安いところに行くというパターンもあるんですね。その辺の金額の決め方なんかもわかりませんが、その辺もあるとは思ひます。

それからあと、一番気にしているのは、今農村環境改善センターの方が多分嘱託職員か非常勤職員になると思うんですね。その後の維持管理とかその関係については、負担にならないように一応考えられているのかどうか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまのご質問では、その維持管理について職員の負担にならないようにということのお話ですが、それは当然そのようにしていくように取り扱っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、よろしいですか。ほかにありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 2点ほどお伺ひします。

まず1点目が、132ページの町民向け予算書広告掲載料、このたび配布したわかりやすい予算書と、これの広告掲載料11万円ですね。この広告の募集、それから募集要綱、そういうことをきちんと決められてあるのかどうか。

それから、こういう募集するとき、どんな方法をとっていらっしゃるのかお伺ひします。

2点目が、136ページの保育所費です。12月まで壊す、壊すのに12月までかかるので171万1,000円を追加ということになったわけなんですけれども、これは前には、あの建物をむつみ学園でなんていう考えもあったんじゃないか。それで、これを壊して、その後どうするのか。

あの敷地は全部借りているのかどうか。何か私聞いていたのでは、半分は町ので、半分は借りていたと。それで、この借りている分の坪数はどのぐらいですか。大体 171万 1,000円、8、9、10、11、12ですか、そうすると月割りにすると大体34万円、そうすると坪どのぐらい、何坪ぐらい借りていますか。これをちょっとお伺いします。以上です。

○議長（伊藤一男君） 1点目、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 「よくわかる町の仕事と予算」の広告関係でございますけれども、「広報しばた」の方も先行しまして、広告をとっておりますけれども、そちらも設置要綱をつくりまして公募しております。それらを参考にしまして、今回の広告募集に当たりまして、募集要綱を定めまして募集いたしました。

募集の方法ですが、公に、公にというか、多くの方々の目に触れるということでは、広報しばた・お知らせ版で募集しております。ただし、発行まで時間がなかったものですから、なかなか全町的には周知が行き届かなかったものというふうに思っております。

それから、町の主な企業ということで、工場等連絡協議会と企業懇話会、それから水道組合の方には、こういうことを考えているんですけども、検討してみてくださいというようなお声がけはしております。ただし、積極的に協賛をお願いしますというようなことは、やっておりません。あくまで任意にきた会社を対象にしたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 船岡保育所の敷地の賃借料についてですが、まず借りている分は何平米かということです。それで、借りている分につきましては、1,246.58平米、それから町所有分が1,015.48平米となっております。それから、借りている坪単価ということですが、現在34万 4,000円で1月借りております。ちょっと平米に割っていないもので、申しわけございません。（「割ってください。私計算機持っていないから、ちょっと割ってみてください」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 大変申しわけございませんでした。月の坪単価が910円になります。それで、月額が34万 4,000円で借用しております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点目の広告掲載の件なんですけれども、今柴田町ではこういうことでやっていますよと、柴田町に関連のある、いつも水道とか工業関係とか、そういう方々をお願いして、こういうことをやっていると、でも強制はしていません。しかし、あなたが話せば、町で話せば、やはり企業団は「ああ、しなくちゃなんないな」と、こういうふうに思うんです。これは無言の圧力ですよ。本当ですよ、これは。ですから、広報に書くだけでいいんですよ。あなたが電話をしたり、こういうことを説明したりすると、必ずそういうふうになるんですよ。私、商売しています。そうすると、お客さんが来る、「今度民謡の大会があります。寄附お願いします」、せざるを得ないですよ。町でそういうことをやると、やはり企業も同じなんです。これは、今からきちんと頭の中に入れてやってください。相手は、非常にそういうことをいつも考えていますよ、町から言われればしょうがないだろうと。ですから、きちんと考えてやってください。

それから、中身です。要綱がどういうふうになっているのか。私、終わりましたらお伺いします。もしあれでしたら、例えば個人でも使えるような中身になっていけば、使ってみたいと、こういうふうに思います。

それから、保育所の件ですけれども、半分借りている。じゃあ半分どちら側が、南側と北側とあります。建物がある方が私らの方なのか、南側の方が向こうさんなのか、これもどちらなのか教えてください。

それから、解体した後の柴田町の要するに 1,015平米のやつですね、これは将来何に使う予定なのか、それもお伺いしておきます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長、1点目。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 我妻議員おっしゃるように、協賛につきましては私も同じような考えでございます。今回、直接個人的には、会社にはそういうお話ししないで、先ほど言いましたように三つの大きな、こういうことをやるので話し合ってくださいぐらいの雰囲気、来年からは当然そういうことはやらないで、議員さんおっしゃるように広報等で、今回見本がありますので、こういうものを出しますので、広報だけで募集したいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 旧船岡保育所の件なんですけれども、建物が立っている方が柴田町の所有になります。それから、園庭側が借地ということになります。

ただ、一部借地に建物が入っているというような状況です。

○議長（伊藤一男君） 今後の利用については、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 解体しましてさら地になるわけですがけれども、一体的に土地利用を考えなくてはいけないということで考えておりますけれども、最終的には、こういう財政状況なものですから、処分したいということで考えております。ただし、土地を借りている方と何回かお話し合いをしているんですけれども、一緒に売却しないと土地の利用価値がないということで、今後解体後のことに含めまして、借りている土地の所有者と何とか一緒に売却か、それとも賃貸でもマンションとか、そんなこともいろいろ考えながら、町としては処分の方向で進みたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、よろしいですか。

○10番（我妻弘国君） 所有者の方は、現在もいろいろなところの土地を持っております。それで、ほとんど借家を建てているんですよね。多分何かそちらの方も、そのようなことで進むのかどうか、これはわかりませんね。でも、町が処分するというのは、それはそれでいいと思えますけれども、仮に北側の方、むつみ学園とかそういうことを考えられるのであれば、これは日陰になる場所ですから、相当やはり考えていかなければならないのではないかと、こういうふうに思います。私は、処分といたら、その方がいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 要望ですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩をいたします。

11時30分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第7 議案第12号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第12号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度老人保健医療給付費等の事業実績による精算でございます。

歳入につきましては、前年度からの繰越金6万5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、支払基金交付金の実績額確定による返還金として、同額を計上し、精算するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。

147ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億2,681万6,000円とするものでございます。

150ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款5繰越金、補正額6万5,000円でございます。これは、前年度からの繰越剰余金でございます。

歳出の方でございますが、款3諸支出金、償還金でございます。補正額6万5,000円の増ということで、これにつきましては前年度交付金の精算でございます。支払基金交付金の実績額確定による返還金でございます。それで、この精算金の返還期限、これが8月になっているというふうなことで、今回の補正でお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第1号 どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第8、意見書案第1号どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君、登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真であります。

ただいま議題となっております、意見書案第1号、どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

朗読によってかえさせていただきます。

どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担法は、憲法・教育基本法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律です。国はこの目的を達成するために、教職員給与費をはじめとする各費目を一貫

して保障してきました。

しかし、昭和60年度の国の予算・義務教育費国庫負担金から旅費・教材費の費目が除外されて以来、現在の国庫負担金は教職員の給与費・諸手当の費目等が適用対象とされています。

平成18年度から義務教育費国庫負担金は、「2分の1」から「3分の1」負担に引き下げられ、約 8,467億円程度減額されています。

「三位一体の改革」では、削減額の全額を地方に税源移譲と言われていますが、移譲されたとしても40都府県で現在の国庫負担金額より税源移譲額が下回る試算になります。46都府県まで広がってきた少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされてしまうおそれが生じてきています。

よって政府は、「教育を受ける権利」「義務教育は無償」「教育の機会均等」を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月14日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号どの地域でも格差のないゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第9 意見書案第2号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第9、意見書案第2号日豪EPA/FTA交渉に対する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番百々喜明君の登壇を許します。

〔8番 百々喜明君 登壇〕

○8番（百々喜明君） 8番百々喜明であります。

ただいま議題となっております、意見書案第2号、日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について趣旨説明いたします。

朗読によってかえさせていただきます。

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書（案）

4月から開始された日豪EPA/FTA交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。豪州政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約4,300億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2～3兆円規模になるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

私たちは、日豪EPA/FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めます。

つきましては、左記事項の実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。

記

1 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月14日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

農林水産大臣 殿

以上です。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号日豪EPA／FTA交渉に対する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第10 意見書案第3号 宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第10、意見書案第3号宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番杉本五郎君の登壇を許します。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎であります。

ただいま議題となっております、意見書案第3号、宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書についての趣旨説明を行います。

お手元に差し上げております意見書（案）を読み上げて趣旨説明にかえさせていただきます。

宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書（案）

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障」することによって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあります。

宮城県の最低賃金については、昨年5円引き上げられ、時間額628円と改善されており一定の評価はするものの、一般労働者の賃金水準と比較すると依然として乖離があり、単身者の生計費と比較しても低い水準にあります。

県内パート労働者や契約・派遣社員と言われる非正規労働者の賃金は、最低賃金額に多く分布しており、最低生計費の保障の観点や就労に対する意識の観点からさまざまな問題が生じております。

最低賃金の役割は、雇用形態の違いによる賃金の格差拡大を防止するとともに、不合理な賃金の二極化の進行に歯止めをかけるために極めて重要であり、パート労働者等の低賃金労働者の生活実態や生活保護、必要最低生計費の動向を十分に踏まえ、存在感のある最低賃金の改定が必要であります。

よって、貴局及び貴審議会において、現在の宮城県の社会経済情勢を反映した適正な水準へ最低賃金を引き上げるとともに、最低賃金制度について周知徹底を図り、監督体制の充実を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月14日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城労働局長 殿

宮城地方最低賃金審議会会長 殿

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号宮城県最低賃金の水準引き上げを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城労働局長、宮城地方最低賃金審議会会長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第11 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（伊藤一男君） 日程第11、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から民生委員推薦会委員について推薦依頼がありました。よって、議会運営基準により、議会運営委員会において協議の結果、委員には、加茂力男君を推薦することに決しましたので、報告いたします。

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤一男君） 日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで、本定例会の会議に付託された事件は全部終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成19年柴田町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例会に付議されました報告8件、議案12件のうち専決処分6件の計20件につきまして慎重なご審議を賜り、全議案可決いただきましたこと、お礼と感謝を申し上げます。

今定例会は、平成18年度柴田町一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分に係るものと平成19年度の補正予算が主なものでありましたが、厳しい財政状況の中、緊縮財政に努め、平成18年度柴田町一般会計予算の専決処分では、2億5,000万円の基金積み立てができましたことは、議員各位のご理解と協力によるものと感謝申し上げます。

ただ、この内訳は、一般財源を起債に振りかえたこと、また土地の売却によるものでございまして、平成19年度においては、新型地方交付税がどうなるのか、また町税の伸びと納付率がどうなるのか、現時点では明確になっていないことから、予断を許さない状況にあることは変わっておりません。

今後もお一層、財政再建プランに基づき財政再建に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会での一般質問並びに各議案のご審議の中でいただきましたご提言やご意見を真摯に受けとめ、今後の行政運営に努めてまいりたいと思いますので、なお一層のご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、何かと多忙な時節となりますが、健康には十分注意され、ますますご活躍いただくことをご祈念申し上げ、定例会に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） 以上をもって平成19年柴田町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時51分 閉会